

公正な研究の推進に関する基本方針

学長 湯澤 由紀夫

藤田医科大学は、社会からの信頼と負託の上に研究活動が成り立っていることを十分に認識し、高い倫理観と責任感を持って研究活動を遂行していかなければならない。

2014年に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が公表され、このガイドラインに基づく体制の整備及び構築を行う。研究活動に携わるすべての教職員に対し研究倫理教育はもとより、推進する学術研究が社会的信頼の上で成り立っていることを自覚させ、責任ある意識で研究活動に資するものとする。

また同時に本学教職員が効率的な公正研究を遂行できる環境を確立する。

・ 公正な研究を推進するため、以下の基本方針を掲げる

1. 不正使用・不正行為防止対策に係る責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. コンプライアンス教育、研究倫理教育を定期的に行い、規範意識を徹底する。
3. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
4. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
5. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、研究費の適正な運営、管理を行う。
6. 研究費の適正使用を促進し、不正を起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング、リスクアプローチ監査を実施する。
7. 告発・相談受付窓口の連絡先・相談方法等について、学内外に公表するとともに、窓口から最高管理責任者に迅速かつ確実に伝わる体制を構築する。